

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 8 号
件 名	情報公開決定資料の受け取りに際して、コピー代納付場所の教示を適切に行うことを求めることについて
要 旨	<p>新行苦第3号、令和5年5月24日付、「行政苦情審査会委員による苦情相談の概要の送付について」の行政苦情審査会の所見の中で、「もともと、現在の納入通知書には納付できる金融機関名が記載されていないことから、所管課としては、納付できる金融機関の一覧や、庁舎付近で納付できる場所を記した地図などを用意し、説明時に渡すなどの、納付者の利便性を考慮した対応が望ましいと考えています。」と明記されています。</p> <p>また、上記の「行政苦情審査会委員による苦情相談の概要の送付について」の文書の中では、「なお、当相談概要につきましては、所管課にも送付しておりますことを申し添えます。」とも書かれています。</p> <p>情報公開に関係する各課、出先機関などの担当者は、事前に納付できる庁舎付近の金融機関を把握しておく必要があります。納入通知書には、「納入場所について、詳しくは左記担当課までお問い合わせください。」と記載されています。当該所管課の一つの課だけではなく、情報公開を担当する全ての課などに対して、行政苦情審査会の所見に記載されている対応を求め、次のことを陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 情報開示する課、出先機関などは、納付できる金融機関の一覧や、庁舎付近で納付できる場所を記した地図などを用意し、説明時に渡すなど、納付者の利便性を考慮した対応をすること。</p> <p>2 担当課の職員は、領収済通知書を発行する際、その内容を把握し、納付場所を教示すること。</p>
付 託 年月日 委員会	<p>令和5年6月12日</p> <p>第1項 第2項</p> <p>} 総務常任委員会</p>
受 理	令和5年5月31日 第141号